

箕輪町成年後見制度利用促進基本計画 (計画期間 令和6～8年度)

計画に対する取り組みの実績と経過等(フォローアップ)資料

○委員の皆様へ

当日の会議資料として、福祉計画(黒字)部分に対して、
主に7年度までの取り組み内容について、赤字で福祉課としてコメント
したフォローアップ資料を作成いたしました。

第5章 箕輪町成年後見制度利用促進基本計画

第1節 箕輪町における現状と課題

1 高齢者の現状

認知症高齢者の将来推計

わが国の認知症高齢者の数は、2012年で462万人と推計されており、2025年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。

箕輪町の正確な認知症高齢者数は把握できていませんが、65歳以上人口の将来推計にあてはめると、2025年の高齢者数7,247人の5人に1人1,450人程度が該当する可能性があります。

当初計画に掲載してありました「箕輪町における認知症高齢者人口の将来推計」および推計の元となる「日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業）」については、2023年現在では推計値として使用していないことから、本文と表を削除し、現在使用している厚生労働省によるわが国の認知症高齢者数の推計値をもとに、記載し直しました。

2 障がい者の現状

発達障がいをはじめとする概念の広がりや本人、保護者の障がい受容が進んだこと等により、手帳所持者の数は増加傾向にあります。

手帳所持者の中でも障がい特性や症状が異なるため、一概には言えませんが、より重度の人の方が制度利用の可能性が高いと考えられます。

障がいのある人が、地域で安心して生活できるように、権利擁護*の体制の充実に取り組む必要があります。

【箕輪町の療育手帳*、精神障害者保健福祉手帳*所持者数】

(人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
療育手帳	185	201	212	233	233	233	243	262	275	289	302
精神障害者保健福祉手帳	174	163	191	217	244	263	367	390	424	463	496

(各年度3月31日現在)

3 成年後見制度利用支援事業の実施について

町における成年後見制度の利用者数は、令和4年57人となっています。これは、町の認知症高齢者や、障がい者数（490人 令和4年3月31日現在 身体障害者手帳所持者数を除く）と比較すると、利用者数は著しく少ないことが分かります。しかし、成年後見制度の利用者数は年々増加傾向にあり、今後は更に増加するものと考えられます。

制度利用につながっていない要因として、成年後見制度が町民に十分に浸透していないことや、申立てから開始までに時間がかかり過ぎてしまうといった意見があります。

また、全国の成年後見等（後見、保佐、補助）利用者数において、令和4年12月末日における後見の利用者の割合が全体の73%を占めており、保佐が20%、補助が6%にとどまり、任意後見に至ってはわずか1%となっています。制度の普及啓発を強化していくことが求められます。

このため、成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細やかな対応を可能とする保佐及び補助や、利用者の自発的意思を尊重する任意後見制度の利用促進を図るとともに、町民が適切かつ安心して利用できるよう取り組みが求められています。

【成年後見制度の利用者数】

(人)

	成年後見	保佐	補助	合計
平成30年	22	3	0	25
令和元年	24	4	0	28
令和2年	29	4	0	33
令和3年	52	18	3	73
令和4年	41	12	4	57
令和5年	26	3	1	30
令和6年	29	8	3	40
令和7年	29	11	3	43

(長野家庭裁判所伊那支部資料)

4 上伊那の成年後見制度に関する取組みの現状

上伊那の成年後見制度利用者数の推移

上伊那成年後見センター資料より、上伊那成年後見センターの成年後見利用延べ件数の推移をみると、平成28年度から令和2年度の5年間で1,310件の増加となっています。令和3、4年度については、新型コロナウイルス感染症拡大のため、面会制限等があったため利用延べ件数は減少しています。

令和3年12月末時点での上伊那全体での成年後見制度の利用者は401名（内、箕輪町33名）でした。（長野家庭裁判所伊那支部資料より）

【上伊那成年後見センター利用延べ件数】

(件)

	新規	継続	合計
平成 28 年度	93	2,809	2,902
平成 29 年度	116	3,271	3,387
平成 30 年度	92	3,621	3,713
令和元年度	126	4,029	4,155
令和 2 年度	77	4,135	4,212
令和 3 年度	83	3,688	3,771
令和 4 年度	72	3,563	3,635
令和 5 年度	44	2,907	2,951
令和 6 年度	65	4,131	4,196
令和 7 年度	58	5,122	5,180

(上伊那成年後見センター資料)

➡上伊那成年後見センターの不祥事により、利用件数や受任件数が減少していたが受任再開に伴い利用件数や受任件数ともに増加傾向にある。今後、ケースの増加が見込まれるが、受任側の件数も限界が出てくる可能性が高い。

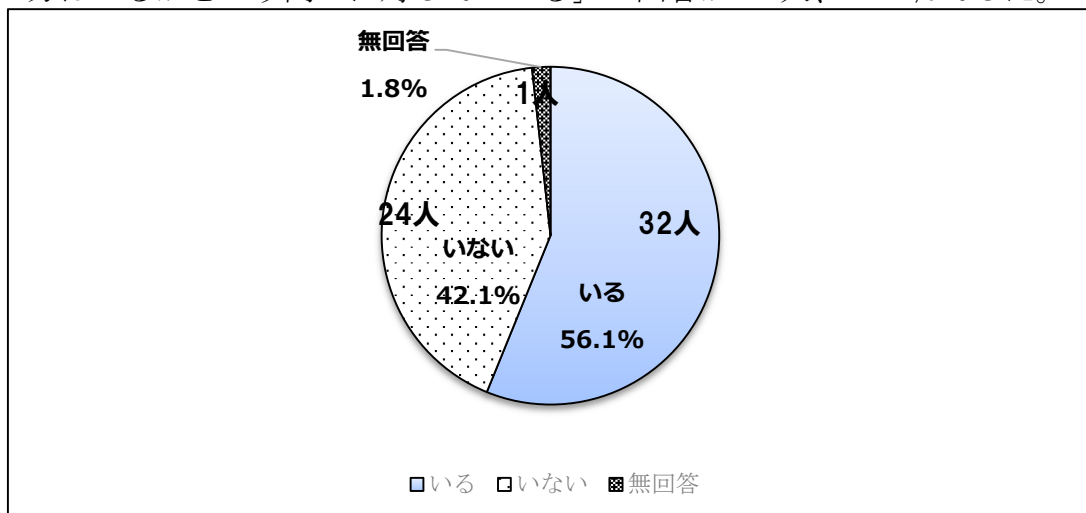
5 成年後見制度の利用ニーズの現状

(1) 実態調査（ニーズ調査）の結果

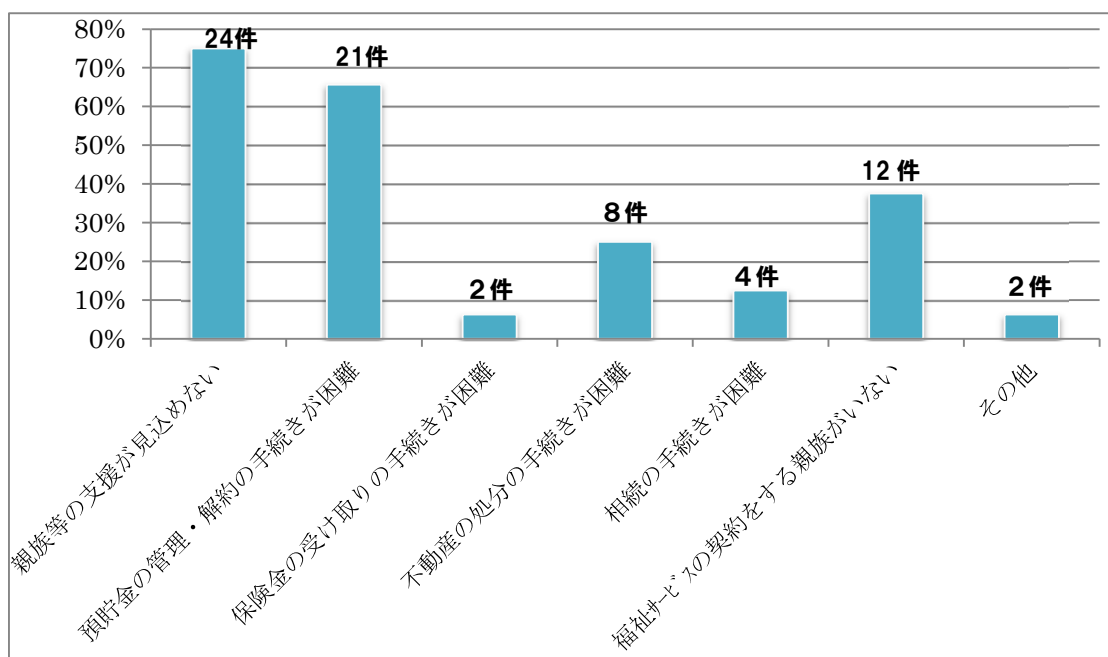
成年後見制度の認知度について、介護認定を受けている方・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者（当事者）、20 歳以上 79 歳未満の町民（無作為抽出）（一般）、相談支援に関わる専門職へアンケート調査を実施しました。

➡令和 5 年度に以下実態調査を実施後、フォローアップは実施していない。令和 7 年度中に終活について調査を実施、詳細は、次期計画（案）へ記載予定です。

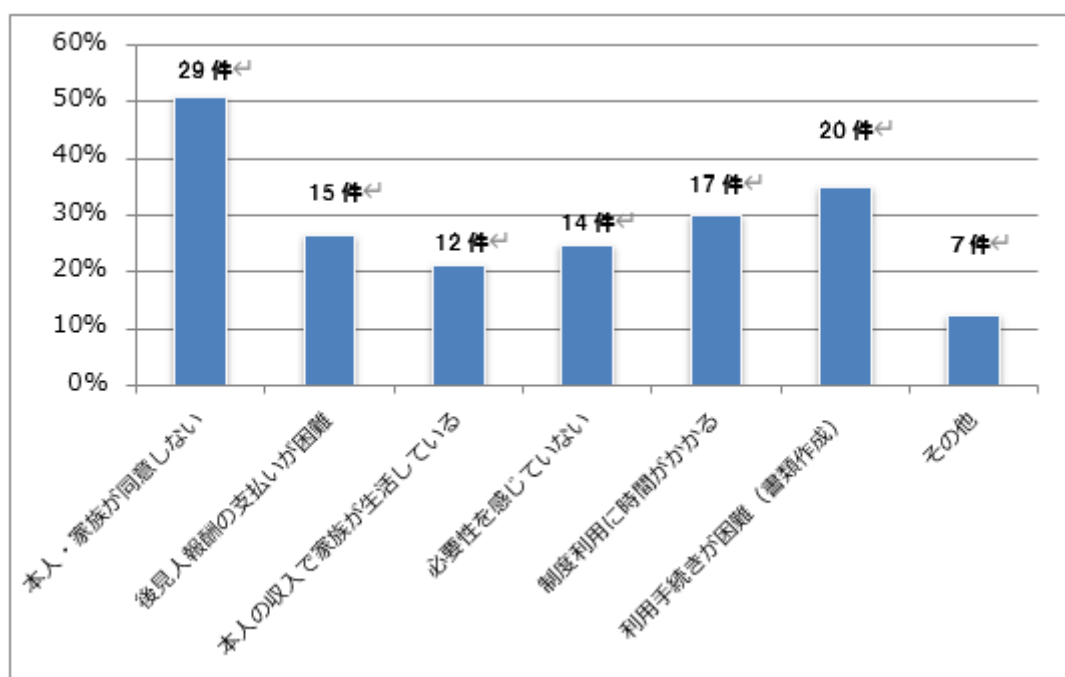
- ① 専門職向けアンケート（回答者 57 人）より成年後見制度が必要と思われる方はいるかという問いに対して「いる」の回答が 32 人、56.1%でした。



- ② 制度の利用が必要と思われる理由について、「親族の支援が見込めない」が75.0%と最も多く、「預貯金の管理・解約の手続きが困難」が65.6%、「福祉サービスの契約をする親族がいない」が37.5%となりました。（複数回答あり）



- ③ 利用申立に関する課題は、「本人・家族が同意しない」が50.9%、「利用手続きが困難」が35.1%、「制度利用に時間がかかる」が29.8%となっています。（複数回答あり）



（２）箕輪町における成年後見制度利用に関する状況

①成年後見制度利用支援事業の利用実績

障がい者においては、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる「知的障がい者*」又は「精神障がい者*」に対し、その制度の利用に要する費用の全部または一部を補助する「成年後見制度利用支援事業」を定めています。高齢者においても同様の事業を実施しており、令和３年度１件の利用実績がありました。

これまで、預貯金が少ない被後見人に対しては上伊那成年後見センターが法人後見*を行っていましたが、令和５年度から町の成年後見制度利用支援事業の拡充を行い、一定の支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると町長が認める者に対して、申立て費用と報酬の助成が行えるようになりました。

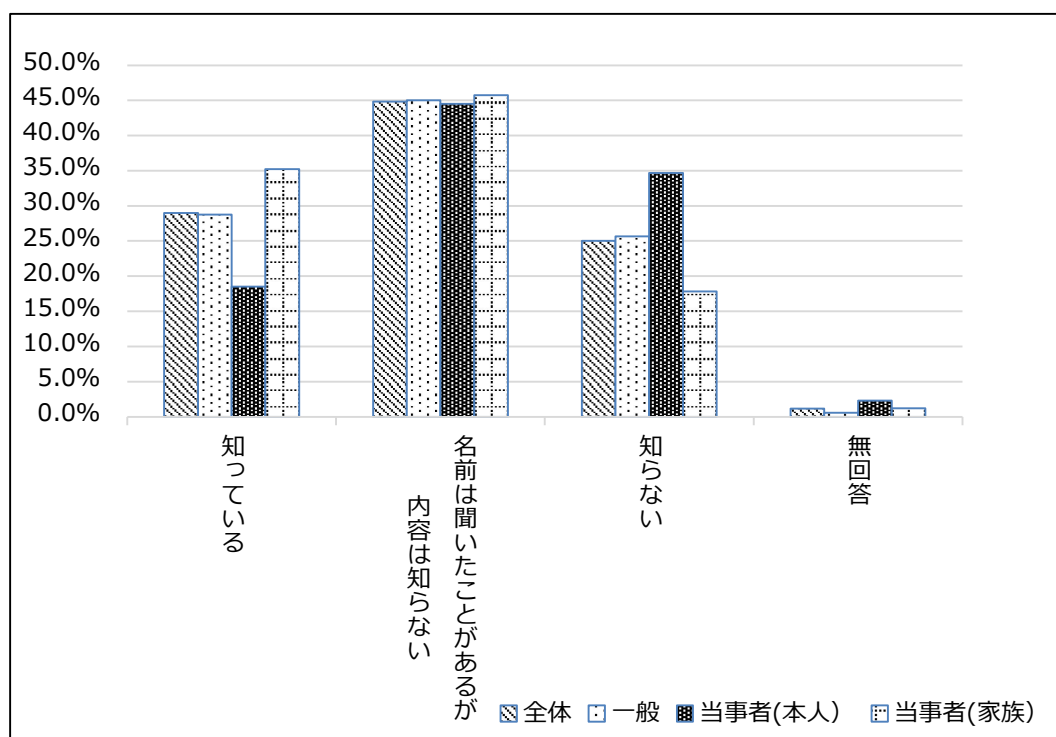
このことにより、制度の利用が今後増加すると予測されます。

➡成年後見制度利用支援事業の拡充に伴い、専門職からの問い合わせや報酬助成の申請件数増。（詳細はP12 指標のとおり）

②アンケート調査の結果

令和２年度に実施したアンケート調査において、回答者 771 人（一般 351 人、当事者（本人） 173 人、当事者（家族） 247 人）のうち、成年後見制度について「知っている」が 29.0%、「名前も内容も知らない」が 25.0%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が 44.8%と約 70%が内容を知らない状況です。

また、「成年後見制度を利用したいか」については「どちらとも言えない」が 37.4%となっています。



6 課題分析

(1) 高齢者の課題

高齢者においては、独居や高齢者のみ世帯が増加傾向にあります。その中には、親族はいるが関係性が希薄化し、身寄りがないという方から「将来、自分に何かあったときどうしよう」「緊急連絡先がない」等の困りごとの相談も増加しています。

相談者がいない中、判断能力が低下している高齢者を狙った詐欺等の犯罪に巻き込まれる可能性があり、今後財産管理や身上保護*等、法律面や生活面での支援を必要とする人が増えると推測されます。

(2) 障がい者の課題

令和2年度に実施した障がい者アンケート調査の自由意見の中で、「親亡き後*」の子どもの将来に不安を感じる声があがっています。障がい児・者本人や、障がい者を見守る家族の高齢化や認知症の罹患も懸念されることから、総合的な支援が必要となります。

➡高齢者、障がい者、家族や親族から支援が受けられない方に対して成年後見制度や民間支援があるが、家族機能の低下、費用面等の理由により、現在の仕組みだけでは支えきれないケースが多くなっている。本人の生活を維持するために不可欠とされる支援が、結果的に支援者のシャドーワークとして増加しているため、新たな制度等が必要になっている。国の動向も踏まえ、令和7年度には、先進的な取組を行っている自治体を視察し、新たな仕組みを検討している。

(3) 成年後見制度に関する取組の現状

ニーズ調査の結果からは、成年後見制度の利用について「どちらともいえない」、「利用したいと思わない」との意見が多くみられたことから、自分の判断能力が低下していない、もしくは家族の支援が受けられる状況では、成年後見制度の必要性を考えることがないものと思われます。成年後見等の申立ての動機を見ても、預貯金の管理等が最も多く、次いで福祉施設利用契約のためとなっています。これらの状況から、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれます。

一方で、支援が必要になった時、十分に制度を知らないために利用をためらうことがあると思われることから、制度の理解促進のための取組が必要です。

今後の権利擁護支援の在り方としては、代理権が限定される「補助・保佐の申立」を活用し、より早い段階で本人の意向を優先しながら支援が行われることや、「任意後見制度」を活用し、本人の意思決定に基づく支援が行われることが望まれます。

また、制度の必要性を感じた時に、円滑に制度利用に繋がることができるよう

身近できめ細やかな相談対応が必要とされています。

➡制度理解促進のため、みのわの実やホームページに漫画を掲載し、住民でもわかりやすく目に止めてもらうよう工夫を行った。

➡上伊那成年後見センターや専門職との連携を行い、候補者依頼しているが、中には現在受任している士業の方々の高齢化に伴い長期的に支援が必要とする方は対応が難しいケースもある。



（４）市町村申立における課題

老人福祉法*、精神保健福祉法*、知的障害者福祉法*に基づき、福祉を図るために特に必要と認められるときには、首長が成年後見申し立ての審判申立を行うことができます。

成年後見制度は財産を管理するための制度という考え方がありますが、医療や介護の契約等、財産がなくとも必要となる場合があります。町でも必要に応じて、町長申立てを行っています。申立てをするにあたり、家族や親族等についての詳細な調査を行い、申立ての意思確認を慎重に行う必要があるため、申立てに至るまでに相当の時間を要してしまうこと、そもそも町長申立の制度そのものが知られていない現状があります。

➡本来は家族や親族が担う支援が様々な理由で受けられない方の増加に伴い、市町村長申立の件数が増加していくことが見込まれる。
➡中でも外国籍の方の相談も増えている。町長申立を令和7年度1件実施したが、文化の違いや制度についての説明などの課題がある。

第2節 基本的な考え方

1 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーション*や自己決定権*の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいがあること等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度の趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入さ

れました。

今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、「ノーマライゼーション」「自己決定権」の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討される必要があります。

法定後見制度・任意後見制度を利用することにより、誰もが「自立した生活」「尊厳の保持」を実現することのできる社会を目指すためには、地域包括ケアシステム*の活用等による共生意識の醸成や、多様な主体の活動によるケア、また、多職種連携・他分野との協働を推進することが重要であると考えており、引き続き、地域における課題を整理し、連携を強化しながら成年後見制度の利用推進を図っていくことがますます必要になります。

2 基本理念

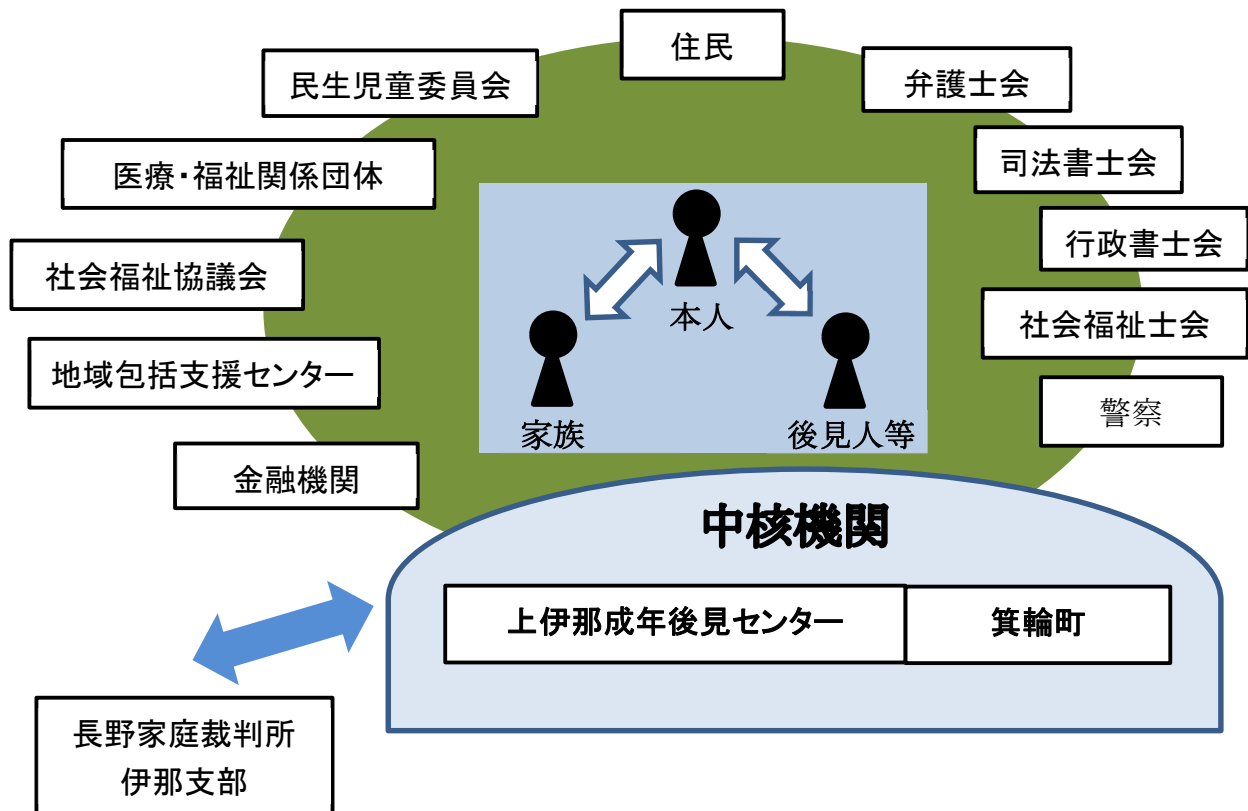
「一人ひとりの尊厳を尊重し、生活を守り支えあえる社会の実現」

第3節 具体的な施策・事業

1 権利擁護支援の地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築と権利擁護支援の地域連携ネットワークが整備されました。（令和3年4月～）

【箕輪町地域連携ネットワークイメージ図】



【箕輪町地域連携ネットワークの3つの役割】

- ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ③ 意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築
- さらに、専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関

（１）地域連携ネットワークの活動の方向性

- ① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応を進めます。
- ② 地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要であるにも関わらず、支援が届いていない人に対して、必要な支援へ結びつける機能を強化します。
- ③ 個々のケースに対応する「チーム」での対応に加え、地域において法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援する体制の構築を進めます。

2 中核的な機関の設置

中核機関の設置・運営形態については、国の基本計画において、市町村単位、又は複数の市町村にまたがる区域での設置を検討し、地域の実情に応じ、市町村の直営又は委託などにより、市町村が設置することが望ましいとされており、上

伊那圏域では、令和元年から構成市町村で設置している上伊那成年後見センターと各市町村とが協同して中核機関を設置しています。

中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待されます。

また、市町村における中核機関の機能については、地域の状況に応じて柔軟に実施することが可能とされており、地域包括ケアや地域福祉ネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も活用して取り組んでいます。

3 地域における広報・啓発活動の推進

(1) 地域連携ネットワーク内の制度認識の共有と町民等への周知啓発

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有する必要があります。

制度の利用者への啓発を行うとともに、身寄りのない人や身寄りがあっても頼れない人等、制度の利用が必要な人へのアウトリーチ*を図り、支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。

(2) 不正防止の徹底と制度利用に関する周知の取組

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっています。

また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐ観点から、第三者が後見人に選任されることが多くなっていますが、そのケースの中には意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されています。

このようなことから制度の利用に関する周知を効果的に行うため、パンフレット等の作成・配布、研修会やセミナー等の開催により、普及啓発に努めます。

第4節 成年後見制度利用促進基本計画の評価指標

国の基本計画に盛り込まれた施策については、随時、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応を検討することとしています。

本計画においても、令和3年度（2021年度）を初年度とする6か年計画とし、令和5年度（2023年度）に中間評価を行います。**今年度は、令和3年度から8年度まで6か年の計画のまとめになります。（令和8年は6月末現在の数値）**

大項目		令和6年度	令和7年度	令和8年
成年後見制度普及・啓発	町民向け講座及び専門職向け研修会の開催回数	1	1	0
	成年後見制度を「知っている」人の割合（40%以上）	—	—	未実施
	パンフレット配布数	—	—	未実施
成年後見制度利用支援	相談件数	令和6年度	令和7年度	令和8年
	専門職からの相談	16	13	4
	一般住民からの相談	4	3	0
	任意後見人の相談	0	0	0
	町長による審判の申立て件数	令和6年度	令和7年度	令和8年
	高齢者	3	3	0
	精神障がい者	2	0	0
	知的障がい者数	0	1	0
	親族 申立書類作成支援件数	令和6年度	令和7年度	令和8年
	高齢者	3	2	1
	精神障がい者	0	0	0
	知的障がい者	1	1	0
	身体障がい者	0	1	0
	後見人等報酬助成件数	令和6年度	令和7年度	令和8年
	高齢者	5	5	1
	精神障がい者	0	0	0
	知的障がい者	0	0	0
中核機関の設置運営、具体的業務及び地域連携ネットワークづくり	上伊那成年後見センター受任件数	3	2	0
	箕輪町権利擁護ネットワーク連携協議会	1	1	1
	受任者調整（マッチング）件数	0	0	0
	本人を後見人とともに支える「チーム」による会議の開催回数	1	0	0